

経済産業省、文部科学省及び環境省同時発表

(お問い合わせ先)

国土交通省総合政策局環境政策課  
藤田、平川

電話（代表）03-5253-8111

（内線）24-303、24-334

電話（直通）03-5253-8263

平成20年11月11日

国土交通省

経済産業省

文部科学省

環境省

## 「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」の公表について

国土交通省、経済産業省、文部科学省及び環境省では、政府の「低炭素地域づくり行動計画」（平成20年7月閣議決定）等において目標となっている太陽光発電の導入に関し、家庭・企業・公共施設等への拡大に向けた関係者の取組みを促進するため、当面の具体的な措置として「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」（別添参照）をとりまとめましたので公表致します。

※ なお、本案件については、関係4省庁において、同時にプレスリリースをしています。

# 「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」

平成20年11月11日

経 済 産 業 省

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

環 境 省

## 1. 趣旨

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国にとって、国産エネルギーとして重要な位置付け。

政府の「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月閣議決定）において、①太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍にすること、②3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度にすること等を目標とするとともに、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月政府・与党とりまとめ）においても、低炭素社会の実現に向けた新エネ技術の抜本的導入のための具体的施策として、家庭・企業・公共施設等への太陽光発電の導入拡大が位置付けられているところ。このような方向性をより確実なものにするため、太陽光発電の導入拡大のための当面の具体的な措置の第一弾として「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」をとりまとめ、広く関係者の迅速な取組みを促すべく、ここに公表する。今後、関係省庁との連携を拡大し、本アクションプランの取組みの更なる深化・具体化を図ることとする。

## 2. 具体的な取組み

### (1) 供給サイド及び需要サイドにおける取組み

低価格・高性能の太陽光発電システムの提供という「供給サイド」の取組みと、家庭・企業・公共施設をはじめとする各分野における太陽光発電システムの導入促進という「需要サイド」の取組みが、互いに相乗効果を発揮しながら進展することを通じた導入量の拡大、機器システムの価格低下、市場の拡大を促す。

#### ①供給サイドの取組み

- 大容量の電力が必要な公的施設向けの太陽光発電も含め、材料・素材・モジュール等の技術開発を着実に実施し、機器システムの低コスト化・発電効率向上を推進するとともに、設置コスト低減のため、機器システムの軽量化及び設置の簡易化を推進
- 太陽光発電と併せた蓄電池技術開発の推進
- 新たなビジネスモデルの展開
- 家庭向けの展示場等におけるPR、デザイン性や耐久性を兼ね備えたパネル等の開

発・普及についての太陽電池メーカーと住宅メーカーの連携

- 標準的な「施工ガイドライン」の策定
- 中東諸国、アジア・太平洋地域等における国際展開
- 太陽光発電システムの検査・評価方法の確立と国際標準化

## ②需要サイドの取組み

### <家庭分野>

- 住宅用太陽光補助金等による価格低下を通じた導入の飛躍的拡大
- グリーン電力証書やエコ・アクション・ポイントを活用した太陽光発電システムの導入促進

### <企業分野>

- 事業者による太陽光発電システムの導入の拡大
- 中小企業における導入の重点的な拡大
- 事業者と地方公共団体の連携を通じた「メガ・ソーラー」（大規模太陽光発電所）の建設の促進

### <公的施設分野>

- 道路、鉄道、港湾、空港などの公的施設における一層の導入促進を図るため、これらの施設所有者や関連事業者に対して、内外の導入事例を基に具体的な情報提供を実施
- 施設所有者、道路事業者、鉄道事業者、倉庫業者、ターミナル業者等と太陽光発電関連事業者との情報共有の推進
- より多くの公的施設への導入促進を図る（公的施設に対する公的支援の充実）
- グリーン購入法における品質確保等に係る新たな基準等の見直し・公表による公的主体への導入促進

### <教育機関>

- 小学校、中学校、高校、大学等における太陽光発電の導入拡大
- 太陽光発電を環境教育等へ活用することを促進し、これらの学校をモデル校に認定

### <地域展開>

- 太陽光発電をはじめとする新エネルギーについて「国民が見て触れる機会」として提供するための「次世代エネルギー・パーク」の整備・充実
- 太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入をまちづくりと連携しつつ「面的に展開」するための「新エネルギー・コミュニティ構想」（仮称）の推進
- 地球温暖化対策推進法上の地方公共団体実行計画に基づく地域における太陽光発電の導入の促進

## (2) 制度環境等の整備

「供給サイド」及び「需要サイド」における支援策とともに規制的手法などの制度環境整備の包括的・一体的な具体化が必要不可欠であり、このために、制度環境等の充実を通じた円滑な導入の拡大を図る。

- 電気事業者による新エネルギー等利用促進法（RPS法）についての長期エネルギー需給見通しの水準を踏まえた運用を検討
- 改正省エネ法に基づき導入される、トップランナー制度にならった建売戸建住宅の省エネ性能の向上を促す措置における太陽光発電の効果も考慮した基準の策定
- 太陽光発電をはじめとする新エネルギーの大量導入を前提とした系統安定化、新エネルギーへの転換などの制度的促進など基盤の整備
- 国内クレジット制度の活用を通じた、公共サービスを含めた太陽光発電設備導入促進

## (3) 太陽光関連産業の基盤強化、国際競争力強化、国際展開の支援

太陽光発電の関連産業の裾野の拡大とともに、技術開発、原材料確保等への支援などを通じた産業としての競争力の向上が喫緊の課題であり、太陽電池メーカーをはじめとする太陽光発電の関連産業が将来の我が国の産業構造における中核的な役割を担い得るよう支援を行う。

- 「太陽光発電産業戦略」（仮称）の策定
- 材料・素材・モジュール等の技術開発の着実な実施（再掲）
- 中東諸国、アジア・太平洋地域等における国際展開（再掲）
- 資源外交の展開等を通じた原材料の確保
- 太陽光発電システムなどの国際標準化